

19. 6. 20	90	<ul style="list-style-type: none"> ○認知機能検査の新設（75歳以上運転者） ○高齢者運転者標識の表示義務付け（75歳以上運転者）（罰則化） ○聴覚障害者標識の表示義務付け（聴覚障害者運転者） ○児童又は幼児を自転車に同乗させる場合の乗車用ヘルメットの着用努力義務 ○助手席以外の同乗者に対する座席ベルト着用義務化 ○指定移動保管機関制度の廃止
21. 4. 24	21	<ul style="list-style-type: none"> ○高齢運転者標識の表示義務の見直し（当分の間努力義務） ○高齢運転者等専用駐車区間制度 ○高速道路等における車間距離保持義務違反に係る罰則の引き上げ
21. 7. 15	79	出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する法律
23. 6. 22	72	介護サービス基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律
24. 8. 22	67	子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律
25. 6. 14	43	<ul style="list-style-type: none"> ○免許を受けようとする者等に対する一定の病気等に該当するかどうかの判断に必要な質問のための質問票の交付権限と被質問者の回答義務 ○無免許運転等に対する罰則引上げ ○無免許運転補助行為に対する罰則化 ○公安委員会による自転車の運転による交通の危険を防止するための講習の実施と受講命令 ○一定の制動装置を備えていないため交通の危険を生じさせるおそれがある自転車に対する停止、制動装置についての検査、応急措置、運転継続の禁止命令 ○軽車両の通行可能路側帯は、道路左側の路側帯に限定 ○環状交差点における車両等の交通方法の特例 ○放置違反金の収納事務の委託
25. 6. 14	44	地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律
25. 6. 21	53	総合特別区域法の一部を改正する法律

2 道路局関連法改正経緯（平成元年以降）

公布	施行	法律名	趣旨
平成元年 6月28日	平成元年 11月22日	道路法等の一部を改正する法律（平成元年法律第56号）	市街地において適正かつ合理的な土地利用を図りつつ道路と建築物等との一体的な整備を促進するため、道路について道路の立体的区域、道路一体建物に関する協定等の制度を創設するとともに、地区計画等に関する都市計画に定めることが出来る事項として道路と建築物等との一体的な整備に関する事項を新たに設け、当該事項が定められた道路における建築制限の合理化等を行うこととし、あわせて道路と施設建築物との一体的な整備を行うための市街地再開発事業の特例を設ける等のため、所要の改正を行うもの。
平成2年 6月27日	平成2年 6月27日	スパイクタイヤ粉じんの発生の防止に関する法律（平成2年法律第55号）	スパイクタイヤの使用を規制するとともにその発生防止に関する対策を実施すること等により、スパイクタイヤ粉じんの発生を防止することによって、国民の健康を保護し、生活環境を保全することを目的とするもの。
平成2年 7月3日	平成3年 7月1日	自動車の保管場所の確保等に関する法律の一部を改正する法律（平成2年法律第74号）	道路上の場所以外の場所に保管場所が確保されていない自動車による駐車によって道路における危険が生じ、又は円滑な道路交通に支障が生じているという現状の改善を目指したもの。
平成3年 3月15日	平成3年 4月1日	交通安全施設等整備事業に関する緊急措置法の一部を改正する法律（平成3年法律第4号）	平成3年度以降5箇年間に於いて実施すべき交通安全施設等整備事業に関する計画を作成し、総合的な計画の下に交通安全施設等整備事業を推進するとともに、あわせて交通安全施設等整備事業の範囲を拡大すること等により、交通安全施設等のより一層の整備拡充を図ろうとするもの。
平成3年 3月30日	平成3年 4月1日	国の補助金等の臨時特例等に関する法律（平成3年法律第15号）	平成3年度から平成5年度までの補助率等の引き下げについて、各省庁が所管している法律について一括して措置するもの。
平成3年 5月2日	平成3年 4月24日	道路法及び駐車場法の一部を改正する法律	自動車駐車場の整備を推進するとともに、道路の構造の保全と安全かつ円滑な

		(平成3年法律第60号)	道路交通を図るもの。
平成5年 3月31日	平成5年 4月1日	国の補助金等の整理及び合理化等に関する法律(平成5年法律第8号)	平成5年度以降の補助率等の見直しについて、各省庁が所管している法律について一括して措置するもの。
平成5年 3月31日	平成5年 4月1日	道路整備緊急措置法及び奥地等産業開発道路整備臨時措置法の一部を改正する法律(平成5年法律第16号)	平成5年度を初年度とする第11次道路整備5箇年計画及び第8次奥地等産業開発道路整備計画の策定等に関する規定を整備するもの。
平成5年 12月22日	平成6年 6月20日	自転車の安全利用の促進及び自転車駐車場の整備に関する法律の一部を改正する法律(平成5年法律第97号)	自転車等の駐車対策に関する総合計画の策定、自転車等駐車対策協議会の設置、放置自転車等に対する措置、自転車防犯登録の義務化等を定めるもの。
平成7年 3月23日	平成7年 6月22日	電線共同溝の整備等に関する特別措置法(平成7年法律第39号)	電線の地中化による安全かつ円滑な道路交通の確保と道路の景観の整備を図るもの。
平成8年 3月31日	平成8年 4月1日	踏切道改良促進法の一部を改正する法律(平成8年法律第26号)	立体交差化、構造改良及び保安設備の整備により改良することが必要と認められる踏切道を指定する期間を平成8年度以降の5箇年延長することとするもの。
平成8年 3月31日	平成8年 4月1日	交通安全施設等整備事業に関する緊急措置法の一部を改正する法律(平成8年法律第2号)	緊急に交通の安全を確保する必要がある道路について、平成8年度以降5箇年において実施すべき交通安全施設等整備事業に関する計画を作成することとするもの。
平成8年 5月9日	平成8年 6月8日	本州四国連絡橋公団法の一部を改正する法律(平成8年法律第33号)	多極分散型国土形成に資するため、本州四国連絡橋公団の移転に伴い主たる事務所の所在地を変更するとともに、あわせて本州四国連絡橋公団の事業に対する無利子資金の貸付制度を創設し、阪神・淡路大震災による追加事業費に伴う道路利用者の負担を軽減する等の改正を行うもの。
平成8年 5月24日	平成8年 11月10日	幹線道路の沿道の整備に関する法律等の一部を改正する法律(平成8年法律第48号)	近年の道路交通騒音と沿道の生活環境の現状に鑑み、まちづくりと一体となってより良い沿道環境の整備を図るため、幹線道路の沿道の整備に関する法律等について、沿道整備計画の拡充、沿道の整備

			を促進するための措置の拡充等を行うもの。
平成9年 6月13日	平成9年 12月12日	環境影響評価法(平成9年法律第81号)	大規模で環境に著しい影響を及ぼすおそれがある事業について環境影響評価が適切かつ円滑に行われるための手続等を定め、それらの結果をその事業の許認可等に反映させる等により事業に係る環境の保全について適正な配慮がなされることを確保することを図るもの。
平成10年 3月31日	平成10年 4月1日	道路整備緊急措置法及び奥地等産業開発道路整備臨時措置法の一部を改正する法律(平成10年法律第33号)	平成10年度を初年度とする新たな道路整備5箇年計画及び奥地等産業開発道路整備計画の策定等に関する規定を整備するもの。
平成10年 6月3日	平成10年 9月2日	高速自動車国道法等の一部を改正する法律(平成10年法律第89号)	高速自動車国道の連結制限の緩和や利用可能な空間の合理的利用等により、高速自動車国道を活用した新たな民間事業機会を創出するとともに、民間事業者による多様な利用者サービスの提供を可能にするため、連結許可制度及び占用許可制度の規制緩和を行うとともに、これに関連して高速自動車国道の管理主体である日本道路公団の業務規定の改正等を行うもの。
平成11年 7月16日	平成11年 4月1日	地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律(平成11年法律第87号)	地方分権推進計画に基づき、各般の行政を展開する上で国及び地方公共団体が分担すべき役割を明確にし、かつ、地方公共団体の自主性及び自立性を高めることにより、個性豊かで活力に満ちた地域社会の実現を図り、具体的には、機関委任事務制度を廃止すること等の改正を行うもの。
平成12年 5月17日	平成12年 11月15日	高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律(平成12年法律第68号)	高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の利便性・安全性の向上を促進するため、鉄道駅等の旅客施設及び車両について、公共交通事業者によるバリアフリー化を推進し、鉄道駅等の旅客施設を中心とした一定の地区において、市町村が作成する基本構想に基づき、旅客施設、周辺の道路、駅前広場等のバリアフリー化を重点的・一体的に推進する

			ことを目的とするもの。
平成13年 3月30日	平成13年 4月1日	踏切道改良促進法の一部を改正する法律（平成13年法律第5号）	交通事故の防止及び交通の円滑化を図るため、現行の措置に引き続いて平成13年度以降の5箇年においても踏切道の改良を促進するための措置を講ずるとともに、踏切道の指定に係る都道府県知事の申出制度を創設する等の改正を行うもの。
平成15年 3月31日	平成15年 4月1日	社会資本整備重点計画法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成15年法律第21号）	社会資本の重点的、効率的な整備を推進すること等を目的とするもの。
平成15年 5月1日	平成15年 5月1日	高速自動車国道法及び沖縄振興特別措置法の一部を改正する法律（平成15年法律第36号）	平成15年度より高速自動車国道の整備について新直轄方式を導入することとしたもの。
平成16年 3月31日	平成16年 4月1日	国の補助金等の整理及び合理化等に伴う国土利用計画法及び都市再生特別措置法の一部を改正する法律（平成16年法律第10号）	「全国都市再生」の推進とあわせて「地方にできることは地方に」との原則の下、国の補助金等の整理合理化を行い、地方の自由度や裁量を拡大する「三位一体の改革」を推進していくため、地域の実情を熟知した市町村のまちづくりに関する権限の拡充、市町村の創意工夫が生かせるまちづくり交付金の創設等の措置を講ずるもの。
平成16年 6月9日	平成17年 10月1日	高速道路株式会社法（平成16年法律第99号）	高速道路の新設、改築、維持、修繕その他の管理を効率的に行うこと等により、道路交通の円滑化を図り、もって国民経済の健全な発展と国民生活の向上に寄与することを目的とする株式会社を設立することを目的とするもの。
平成16年 6月9日	平成17年 10月1日	独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法（平成16年法律第100号）	日本道路公団等の民営化に伴い、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構の名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定めることを目的とするもの。
平成16年 6月9日	平成17年 10月1日	日本道路公団等の民営化に伴う道路関係法律の整備等に関する法律（平成16年法律第101	日本道路公団等の民営化に伴い、道路整備特別措置法、道路法、高速自動車国道法等の一部を改正するもの。

		号)	
平成18年 3月31日	平成18年 4月1日	運輸の安全性の向上のための鉄道事業法等の一部を改正する法律（平成18年法律第19号）	今後さらに道路交通量の伸びや都市化の進展が予想される中、踏切道の立体交差化や踏切道の拡幅などの必要性が一層高まると考えられ、特に踏切道の中でも、「開かずの踏切」について即効的な対策と立体交差化による抜本的な対策の双方の対策を講じることが必要であり、これらを踏まえ、法による措置を講ずる期間を平成18年度以降5箇年に延長するとともに、施策の充実を行い、踏切道の改良を促進することを図るもの。
平成18年 6月21日	平成18年 12月20日	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）	ハートビル法、交通バリアフリー法を統合するとともに、施策の拡充を図るため、対象施設の拡充、基本構想制度の拡充、基本構想の作成等に係る当事者参加制度の創設、責務規定の創設等を行うこととするもの。
平成19年 3月31日	平成19年 9月28日	都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（平成19年法律第19号）	都市の再生や地域の活性化を推進するため、民間活力を生かした都市開発を引き続き推進するとともに、地域のニーズを踏まえた道路等の公共施設の整備やまちづくりにおける多様な担い手の参画を促し、また、これと同時に地震等が発生すれば被害が甚大となるおそれのある密集市街地の安全性の早急な確保を行うこととするもの。
平成19年 3月31日	平成19年 4月1日	特別会計に関する法律（平成19年法律第23号）	道路整備特別会計、治水特別会計、港湾整備特別会計、空港整備特別会計及び都市開発資金融通特別会計の5つの特別会計を平成20年度までに統合し、これらの特別会計において経理されていた事務及び事業についてその合理化及び効率化を図るもの。
平成20年 5月13日	平成20年 4月1日	道路整備費の財源等の特例に関する法律の一部を改正する法律（平成20年法律第31号）	「道路特定財源の見直しについて（平成19年12月7日政府・与党合意）」の内容を具体化し、揮発油税等の収入額の予算額を毎年度道路整備費に充てる措置の適用期間を平成20年度以降10年間延長すること等の改正を行うもの。

平成21年 2月20日	平成21年 2月20日	平成20年度における地方道路整備臨時交付金の総額の限度額の特例に関する法律（平成21年法律第2号）	平成20年度において、揮発油税収の減額補正に伴って地方道路整備臨時交付金の総額の限度額が減少しないよう、特例措置を講じることとするもの。
平成21年 4月30日	平成21年 4月30日	道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律等の一部を改正する法律（平成21年法律第28号）	道路特定財源制度を廃止し、平成21年度から一般財源化することとするもの。
平成22年 3月31日	平成22年 4月1日	国の直轄事業に係る都道府県等の維持管理負担金の廃止等のための関係法律の整備に関する法律（平成22年法律第20号）	国土交通大臣が行う砂防設備、道路及び河川の管理等に要する費用について、受益者負担の観点から都道府県等に対して求めていた応分の負担のうち維持管理に係るものを廃止するため、その根拠となっている砂防法、道路法、河川法等の規定について所要の改正を行うこととするもの。
平成23年 3月31日	平成23年 4月1日	踏切道改良促進法の一部を改正する法律（平成23年法律第6号）	近年における踏切事故の発生状況等に鑑み、交通事故の防止や交通の円滑化に寄与するため、引き続き平成23年度以降の5箇年間においても踏切道の改良を促進するための措置を講ずるとともに、地域の実情に応じた踏切道の改良を促進するため、国土交通大臣による指定を受けた踏切道の改良に関する手続を見直す等の改正を行うこととするもの。
平成23年 4月27日	平成23年 7月25日	都市再生特別措置法の一部を改正する法律（平成23年法律第24号）	都市再生法に基づく道路の占用の許可基準の特例等の創設及び食事施設等の占用許可対象物件への追加、建築基準法の道路内建築制限の緩和及び特定都市道路の上空に設ける建築物等の占用許可対象物件への追加等の改正を行うこととするもの。
平成23年 5月2日	平成23年 5月2日	地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成23年法律第37号）	地方分権改革推進計画（平成21年12月15日閣議決定）を踏まえ、地方自治体の自主性を強化し、自由度の拡大を図るため、各省庁が所管する法律について一括して義務付け・枠付けを見直すもの。道路法については、地方道に係る道路構

			造及び道路標識の参酌基準化、都道府県知事の都道府県道の認定等に係る国土交通大臣との協議の廃止等の改正を行う。
平成23年 8月30日	平成23年 8月30日	地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成23年法律第105号）	地域主権戦略大綱（平成22年6月22日閣議決定）を踏まえ、基礎自治体への権限移譲、義務付け・枠付けの見直しと条例制定権の拡大を行うもの。 道路法については、町村においても指定市以外の市の場合と同様に、都道府県と協議し、同意を得た上で、都道府県道の管理を行うことができることとする等の改正を行い、その他特措法、沿道法、交安法等について改正を行うもの。